

大津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定期監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告及びこれに添えた意見を、同条第9項及び第10項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月28日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	津	田	穂
同	山	本	久
同	浅	井	貴
			博

1 監査の期間

令和3年10月1日から令和4年3月15日まで

2 監査執行対象機関及び監査執行年月日

総務部ほか7部局（別表のとおり）

3 監査の実施

大津市監査基準（令和2年監査委員告示第6号）に準拠して、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施した。監査の実施に当たっては、財務その他に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに着目して、関係部局が作成する監査資料に基づき諸帳簿を確認し、併せて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

前項のとおり監査した限り、以下に指摘するように一部不適正なものも見られたが、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

以下の項目については改善が必要と考えられることから、今後の事務執行などには留意されたい。

(1) 備品の適正な管理について（総務部契約検査課）

大津市財務規則（平成9年規則第73号）においては、職員が専ら使用する机、椅子及び更衣ロッカーは、供用備品として、契約検査課が購入し（第136条第1項）、各課において供用備品を必要とするときは、各課の出納員は契約検査課長に供用備品の交付を申請し、交付があった場合、同課長及び各課の出納員は、備品台帳を整理しなければならない（第140条）と規定している。また、供用備品の返納（第141条）、所管換え（第142条）、廃棄等（第143条）の場合についても同様の手続を規定している。

当年度の定期監査において抽出により実査したところ、備品台帳一覧表に記載があるものの現物が見当たらないものが散見された。前回の定期監査において、棚卸により当該一覧表と突合されていないことに対して指導したにもかかわらず、改善されていない状態であった。

同課が同規則に基づき策定した備品管理マニュアルは、冒頭に「物品の受入れは公金の支出による「購入」若しくは「寄付」によるものであることから、その管理及び取扱いには十分な注意を払う必要がある」と記載しており、規則に則った適正な備品管理事務に努められたい。

また、当該一覧表には低価格の備品が多数記載されているが、備品管理事務の適正化や効率化の観点から、他都市の状況等を勘案し同規則第134条第1項に規定する備品と消耗品の分類の見直しを検討されたい。

5 意見

監査の結果、組織及び運営の合理化のため、検討又は改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

(1) アルコールチェックについて（総務部管財課、行政管理室）

大津市においては、交通安全と交通事故防止に全庁を挙げて取り組んでおり、飲酒運転防止の徹底については、総務部長からの通知に加え、職員研修を実施したにもかかわらず、令和元年6月に酒気帯びによる道路交通法違反が発生した。

このような状況を鑑み、令和元年8月1日付け総務部長及び車両総括管理者の通知により、公用車における飲酒運転防止対策として、アルコール検知器による酒気帯びの有無を確認した後に公用車を運転することとなった。また、アルコール検知器の数値を確認し、車両点検シート又は車両運転日誌に測定数値及び確認者を記録することとなり、見本の様式も示された。

しかしながら、当年度の定期監査においても、車両運転日誌にアルコール検知器の数値及び確認者の記録がない所属が散見された。

このことは、全庁を挙げて取り組んでいる対策を、各職員が確実には実施していないということであり、リスク管理が十分でなく、安全運転管理者や内部モニタリング体制に関するコンプライアンス推進員の活動が十分に機能していないことに要因があると考えられる。

については、安全運転管理者がその法令上の責務を果たすとともに、コンプライアンス推進員が内部統制の中心的な役割を果たし、課や部局を超えた内部統制体制の構築を推進することにより、市民に信頼される行政運営に努められたい。

(2) 居宅介護サービス費の返還金について（健康保険部介護保険課、長寿政策課事業所・施設整備室）

事業開始当初から人員基準に違反するとともに、不正な手段により市長の指定を受けた居宅介護サービス事業所に対して、市長は1年1か月後、指定を取り消した。

その結果、同事業所が行った行為は指定の日に遡って介護保険法の給付適用外となり、居宅介護サービス費の返還額及び同返還額の40パーセント相当の加算額について請求したが、相手方と分納についての折衝が難航し、小額の任意納付があっただけである。

介護保険課としては、同事業者に居宅介護サービス費の支給がある他市町と連携を取りながら、もう暫くの間、相手方と折衝を続ける方針であるが、このような現状が長期化することは好ましいとはいえず、早期に決着を図るべきである。

なお、このような指定後短期間での取消しが再発しないよう、長寿政策課事業所・施設整備室においては指定の際における審査及び指定直後の状況確認を適切に行うとともに、福祉子ども部福祉指導監査課と連携をとって適切に指導をすべきである。

別表

監査執行対象機関名	監査執行年月日
総務部	
人事課（職員支援室）	令和3年10月12日
危機・防災対策課	令和3年10月12日
管財課	令和3年10月12日
契約検査課	令和3年10月12日
収納課	令和3年10月12日
都市計画部	
都市計画課	令和3年11月9日
都市魅力づくり推進課	令和3年11月9日
公園緑地課	令和3年11月9日
住宅課（空家対策推進室）	令和3年11月9日
建設部	
道路建設課	令和3年11月9日
道路・河川管理課（堅田内湖対策室）	令和3年11月17日
福祉子ども部	
福祉政策課（ふれあいセンター5か所）	令和3年12月23日
福祉指導監査課	令和3年12月23日
障害福祉課（やまびこ総合支援センター、北部子ども療育センター、東部子ども療育センター）	令和3年12月23日
幼保支援課	令和3年12月23日
出納室	令和3年12月23日
消防局	
消防総務課（危機管理室）	令和4年1月19日
警防課（救急高度化推進室）	令和4年1月19日
環境部	
廃棄物減量推進課（リサイクルセンター木戸）	令和4年1月19日
施設管理室（環境美化センター、北部クリーンセンター、衛生プラント）	令和4年1月19日
健康保険部	
長寿政策課（地域包括ケア推進室、事業所・施設整備室、地域包括支援センター7か所）	令和4年2月10日
介護保険課	令和4年2月10日
保健所保健総務課（医療安全支援センター）	令和4年2月10日
保健所保健予防課（新型コロナウイルスワクチン接種対策室）	令和4年2月10日